

平成 22 年度第 4 回栃木県大規模小売店舗立地審議会議事録

I 開催日時 平成 23 年 1 月 26 日（水）午後 2 時～午後 3 時

II 開催場所 ニューみくら 305 会議室

III 議事日程

1 開会

2 議事録署名人の指名

3 議題

(1) 審議事項

・大規模小売店舗の届出に対する意見について

①ファッションセンターしまむら鶴田店の新設届出（宇都宮市）

(2) 報告事項

・大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

4 閉会

IV 出席者

〔委員〕 小白井敏明、竹澤一郎、橋本康夫、古橋克夫、星法子、森本章倫 以上 6 名

〔事務局〕 経営支援課 荒川課長、厚木副主幹（商業活性化担当）、鈴木係長、國谷主査、鈴木主事

宇都宮市 経済部商工振興課 室井係長、島崎主事

都市整備部西部区画整理事業課 野澤係長、荒井総括主査

V 議事の経過

午後2時、司会の厚木副主幹が開会を宣言し、本日の審議会は委員6人が出席し、栃木県大規模小売店舗立地審議会規則第5条第2項の規定により、有効に成立する旨報告。

古橋会長から、議事録署名人として森本委員と小白井委員が指名され、議事に入った。

議題1 審議事項①の「ファッションセンターしまむら鶴田店の新設届出」（宇都宮市）について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、会長、委員、事務局の間で以下のような質疑応答があった。

委員 : 建物配置図によると出入口①から来店全車両が入庫し、出入口③から退店全台数が出庫する計画となっているが、利用者への案内は行われるのか。また、出入口①は入庫専用、出入口③は出庫専用として解釈して良いのか。この2点について設置者はどう考えているのか。

事務局 : 本案件は事前協議を経ずに届出が行われた。設置者から具体的な説明は受けていない。

委員 : 自動車の入出庫導線や安全対策への問題があると思われる。

会長 : 来退店車両の誘導がきちんと行われることが望まれる。

委員 : 届出書について、受理しないという選択肢はとれるのか。

事務局 : 形式的要件がそろっていれば受理するという考え方である。

委員 : 夜間に発生する大型車の車両走行音だが、一台で敷地内走行7kmであれば影響は小さいと思われる。一般的には屋外と比べ、窓が開いている住居の屋内騒音は10dB減、窓が閉まっている住居の屋内騒音は25dB減となる。

委員 : 出店予定地周辺は、交通渋滞への影響は小さいと思われるが、交通安全上の観点から出入口の位置や歩行者への配慮等含めて設置者には検討をお願いしたい。また、将来、南方向への都市計画道路が主要地方道宇都宮榎木線まで抜けた場合には交通量も増えることにも留意すべきである。

その後、会長が委員に意見を求めたが、特に意見はなく、本案件については「自動車の入出庫による交差点に及ぼす影響を最小限にとどめるため、店舗周辺の交通状況に関するデータを示すとともに、道路管理者・交通管理者と協議の上、出入口の自動車の入出庫導線や安全対策について検討すること。」との答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題2 報告事項の「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明が行われたが、特に質疑応答はなかった。

その後、会長から、他に何もなければ閉会にしたいとの発言があり、出席委員の同意を得た後、会長から本日の会議の終了が宣せられ、午後3時に審議会は終了した。